

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
2011.4

おおたがわ

Vol.
33



整備が進む太田川駅周辺
(H23.3撮影)



TOKAI

元気あふれる
快適都市

東海市らしさの創造と市民の夢の実現をめざし、市民に、
そして全国に発信するため、次のとおり都市宣言をしました。

東海市都市宣言

平成22年3月4日

- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

太田川駅東地区公共施設の整備について①

● 太田川駅東地区公共駐車場

太田川駅周辺地区への商業施設等の立地を支援するとともに、市民交流プラザ、50 m歩道などの公共施設利用の利便性向上のために、大田町公民館の南側に公共駐車場を整備しました。

市民交流プラザ、ソラト太田川内の商業施設利用者には、各施設にて認証を受けていただいた場合、駐車サービスがありますのでご利用ください。

この駐車場には、壁面の緑化を行い、太陽光発電施設及び風力発電施設を設置し、環境に配慮した先導的な施設としています。



【太田川駅周辺の将来イメージ】



太田川駅東地区公共施設の整備について②

■ 平成23年4月から利用できます

● 市民交流プラザ(子育て総合支援センター・えほん館・結婚応援センター・市民活動センター)

太田川駅東の商業施設 Sorato (ソラト) 太田川の3階フロアに、子育て総合支援センター、えほん館、結婚応援センター及び市民活動センターを設置しました。これらの施設を総称して「東海市民交流プラザ」といいます。

子育て総合支援センターでは、情報提供や相談、幼児の一時預かりなど、さまざまな子育てに関するサポートをするとともに、親子で3,500冊の絵本を楽しんでいただける「えほん館」、少子化対策の一環として取り組む結婚相談事業や出会いサポート事業などを行う「結婚応援センター」を設置しました。また、市民活動センターは、活発な地域活動をしていただくため、交流や情報交換の場として活用していただけます。



市民交流プラザ(入口)



子育て総合支援センター



えほん館



市民活動センター

土地区画整理事業と関連事業について

土地区画整理事業の進行状況

土地区画整理事業と関連事業



太田川駅周辺では、東海市の玄関口としてふさわしい中心市街地を整備するため、土地区画整理事業を進めています。

- ・施行面積 64.3ha
- ・事業期間 平成4年度～平成27年度
- ・総事業費 約396億円
- ・平成22年度末における事業進行率 約78%

連続立体交差事業

平成13年度から始まった鉄道高架事業は、ようやく今年中には高架切替えとなる予定です。現在高架本体工事は概ね完了し、残すところ駅舎の建築・線路敷設・架線などの工事を今年度進めていきます。その後、仮線の撤去、側道の整備を行い平成25年度末に完了となります。



大田川橋りょう付近



加家高架橋から

■ 本年度の主な整備



駅前広場及び50m歩道
(H23.3現在)



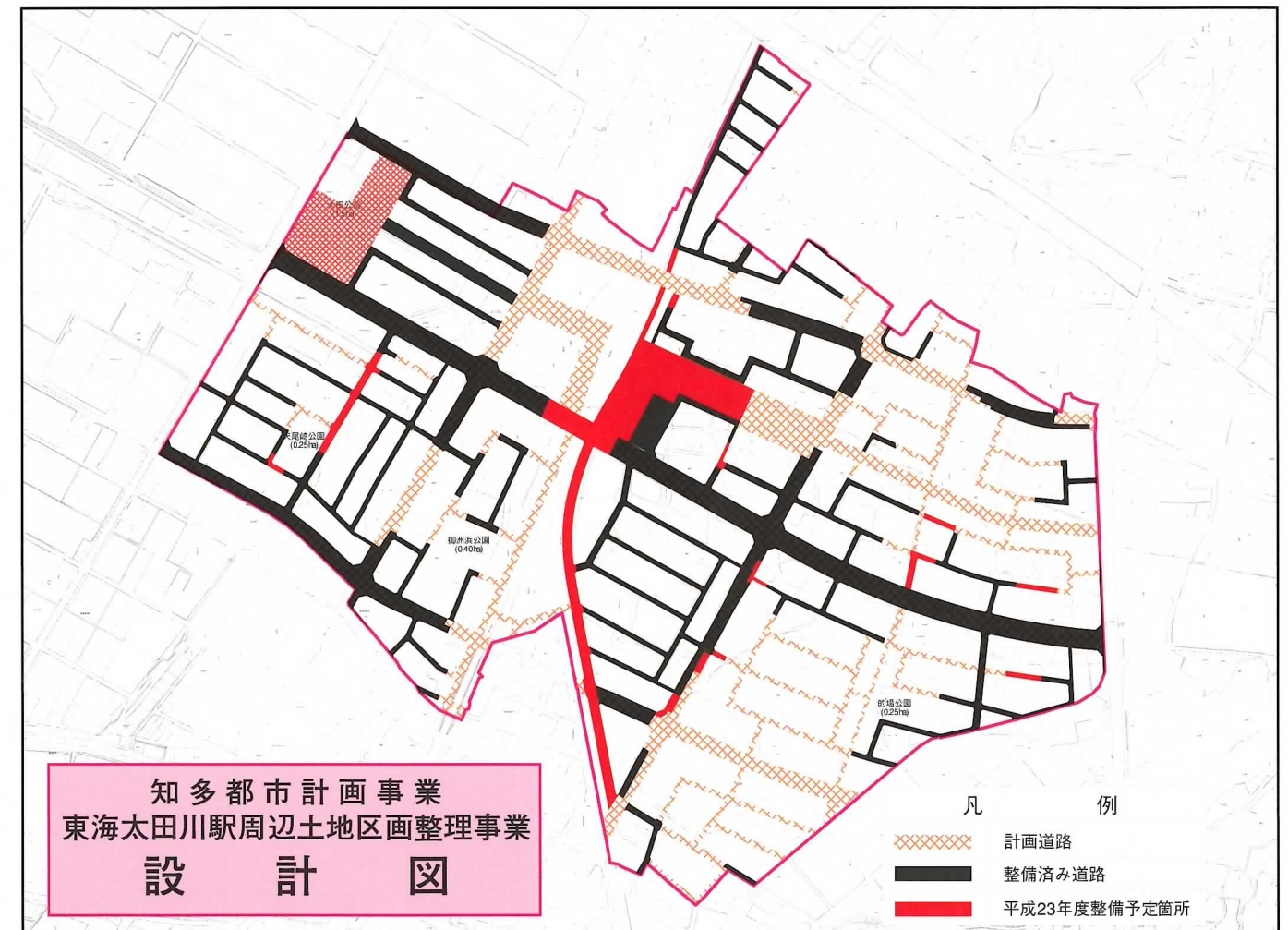
駅前広場及び50m歩道
(完成イメージ)

■ 物件移転

- ・合計移転戸数 513戸
- ・進行率 71.4%
- ・平成23年度移転計画 39戸

■ 整備工事

鉄道高架の高架化に併せ、駅前広場（駅東）や50m歩道など駅周辺の整備を進めていきます。



駅西側



レンガ調の建物である民間企業の福利厚生施設「さつき館」の会議室は一般市民の方も利用できます。1階には喫茶コーナーも設置される予定です。

駅東側



太田川駅前線に信号機が設置され、太田川駅の東側へのアクセスが便利になりました。

市街地再開発事業について

太田川駅周辺では、「東海市の顔」にふさわしい中心市街地の形成を図るため、土地区画整理事業、連続立体交差事業とともに、駅東西の大規模街区では、土地の共同利用、高度利用を図る「市街地再開発事業」を進めています。

■ 駅東地区の計画

駅の東側に『Sorato（ソラト）太田川』という商業施設がオープンしました。1階と2階は店舗となっており、スーパーマーケット、ドラッグストア、居酒屋などが営業しています。

3階は東海市の施設で、市民の皆さまが集える場所として、『市民交流プラザ』を開設しました。ここには子育て総合支援センター、市民活動センターなどが入っています。



駅東地区の商業施設(外観)



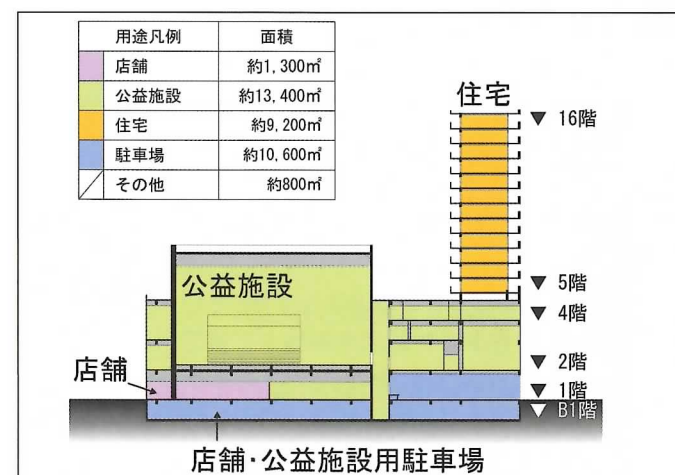
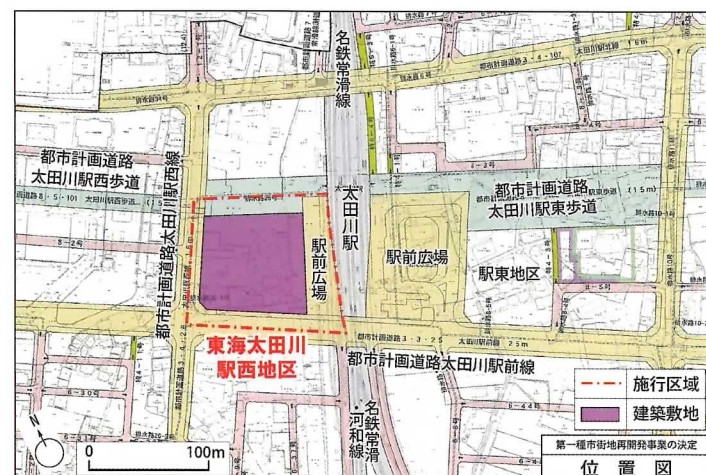
駅東地区の商業施設(2Fパティオ)

■ 駅西地区の計画

◎市街地再開発事業（太田川駅西地区）の都市計画を定めました

【都市計画の概要】

名称：東海太田川駅西地区第一種市街地再開発事業
施行区域面積：約1.3ha
建築敷地面積：約7,000㎡
建築面積：約6,200㎡
延べ面積：約35,300㎡
主要用途：店舗、公益施設、共同住宅、駐車場



太田川駅西地区文化施設について

太田川駅西地区の再開発ビルには、東海市の文化施設が入る予定になっていますが、この文化施設の具体的な整備について、専門家による基本構想策定委員会を設置し、「東海市太田川駅西地区文化施設基本構想」としてまとめました。

また、市民の意見を基本構想に反映させ、将来的に施設の管理運営にも参加していただけるよう市民の代表による「東海市文化によるにぎわいづくり市民研究会」を発足させ、ワークショップ形式で研究会活動を行っています。

■ 文化施設基本構想

東海市太田川駅西地区文化施設基本構想＜概要版＞ 平成23年2月 東海市

基本的な考え方

(1) テーマ

文化施設のテーマは、「にぎわいを創出する楽しい広場をつくる」とします。文化施設の空間が市民との協働、共創による気軽に訪れることができる場所となり、多様な人とのふれあいや、市民が集うことができる「楽しい広場」になることをめざします。

(2) 文化芸術創造拠点の概念

文化芸術創造の拠点として、にぎわいづくりにつながる「交流」を生み出すための仕組みを提示します。優れた作品の「鑑賞と学習」や気軽な「参加と体験」から「創造」へと導き、創造活動から「発表」へと展開させ、市民の生きがいを応援します。そして、優れた創造・発表活動を評価し、さらに優れた作品の「鑑賞と学習」へとつなげ、ひとづくりを進めます。鑑賞・学習機会の提供は、参加・体験の触発となり、サイクルとしてつながり、交流の輪を広げていきます。

(3) 基本方針

テーマの「にぎわいを創出する楽しい広場をつくる」ため、次の10の基本方針を施設計画に反映し、基本方針を実現させていくために、積極的に開かれた運営を進めていきます。

- | | | | |
|--------------|--|----------------|--|
| ひとづくり | ・市民の文化芸術活動の拠点にします
・次世代育成に取り組みます
・いきいきとした創造活動を応援します
・気軽に参加し体験できる施設にします
・団体や個人が連携し、合同で発表会ができる施設にします
・既存の施設との役割分担、連携を推進します | にぎわいづくり | ・中心市街地のにぎわいを創出します
・市の特色と魅力をアピールできる施設にします
・太田川駅ホームと電車の車窓からの視線を考慮し、見える化によるデザイン性の高い施設にします
・市民、企業、行政とが協働、共創する施設にします |
|--------------|--|----------------|--|

施設整備計画

(1) 施設機能

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|--------|
| ①発表・鑑賞ゾーン | ②参加・体験ゾーン | ③創造支援ゾーン | ④管理ゾーン |
|-----------|-----------|----------|--------|

文化施設基本構想＜概要版＞：（一部抜粋） 詳細については東海市社会教育課HPをご覧ください。

■ にぎわいづくり市民研究会



事業についてのお知らせ

■ 工事にご協力を

地区内では整地や道路等の工事を行っています。このため付近の方々をはじめ通行される方にご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 土地・建物等への立ち入りについて

現在、市では建築物等物件調査などの業務を進めています。
この業務のため皆様の所有する土地や建物等に市職員または委託業者が立ち入ることがありますが、ご理解とご協力をお願いします。



■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解とご協力が必要です。建築や工事が無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。
施行地区内で事業計画決定の日（平成4年9月24日）から換地処分の公告の日までの間に建築行為などをしようとするときは、東海市長の許可が必要です。施行地区内で建築行為などをしようとする方は、事前に中心街整備事務所までご連絡ください。

■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所へ届け出ていただきますようお願いします。

■ 電柱等の設置について

交通安全を考慮した快適なまちづくりを実現するため、電柱等を宅地内に設置することにご理解をいただき、電線類管理者による建柱要請にご協力をお願いします。

■ 東海市公共下水道事業 受益者負担金について

使用又は収益をすることができる仮換地については受益者負担金が賦課されます。

■ 固定資産税の仮換地課税（みなし課税）について

使用又は収益をすることができる仮換地については平成21年度から「仮換地課税」が実施されています。

■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の方の委任状が必要となります。

■ 事務所案内図

中心街整備事務所
〒477-0031
東海市大田町川南新田144番地の1
TEL 0562-33-7761
FAX 0562-33-7775
E-mail
chuushin@city.tokai.lg.jp
URL
<http://www.city.tokai.aichi.jp>



このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりをするための資料です。